

前回の検討会における主なご意見

第4回社会福祉法人会計基準等検討会（7/29）における主なご意見①

（論点1－1）損益計算書内訳表の様式を変更する必要があるか。

※ 事務局案に賛成（特にご意見なし）

（論点1－2）資産貸付業務に関する勘定科目の追加の必要があるか。

- ・ 勘定科目は会計基準で一定程度定めることが望ましく、社会福祉連携推進法人の構成員の過半数が社会福祉法人であることを踏まえれば、社会福祉法人会計基準との整合性を確保した取扱いとすることが適当であると考ええる。
- ・ 現在も会計基準等で明確に勘定科目が整理されているため、それに準拠するほうが分かりやすいと考える。
- ・ 一般社団法人であることを踏まえれば、勘定科目の追加や修正が柔軟に行えるよう、会計基準で詳細に定めるのではなく、通知等において仕訳例や取扱いを示す方法が適当であると考ええる。
- ・ ある程度柔軟性を持たせることと、スピーディーに対応できる点から通知等で示すほうが良いと考える。

（論点1－3）転リース取引の会計処理の明示の必要があるか。 ※ 新リース会計基準の適用の要否を含む。

事務局案に賛成とした上で、以下のご意見があった。

- ・ 新リース会計基準の適用について、公益法人会計基準では、将来的な導入の可能性はあるものの、現時点では従来の取扱いを維持することとされている点も参考になる。
- ・ 新リース会計基準の導入に伴い、実務負担の大幅な増加が見込まれることから、現場においても一定の抵抗感が生じる可能性があると考ええる。
- ・ 営利企業と比べて経理人材の確保・育成が容易ではない実情を踏まえると、会計基準の解釈上特段の必要性が認められない限り、導入する必要性は低いと考える。

（論点1－4）社会福祉法人会計基準における勘定科目の追加の必要があるか。

※ 事務局案に賛成（特にご意見なし）

第4回社会福祉法人会計基準等検討会（7/29）における主なご意見②

（論点2－1）損益計算書内訳表の様式を変更する必要があるか。

事務局案に賛成とした上で、以下のご意見があった。

- ・ 社会福祉事業における内訳区分の可否については議論が必要であるとする。
- ・ 社会福祉連携推進法人の社会福祉事業を重視するのであれば、公的性・福祉性の高い項目から順に配置する考え方に基づき、損益計算内訳表の最も左側に記載することも考えられる。なお、社会福祉事業の内訳を示す場合は、損益計算内訳表で区分するのではなく、別途明細を作成して表示する方法が適当であるとする。

（論点2－2）社会福祉事業等に関する勘定科目の追加の必要があるか。

論点1－2での意見（考え方）と同様とした上で、以下のご意見があった。

- ・ 社会福祉連携推進法人が報酬改定に係る実態調査の対象となるのであれば、比較・分析の観点から、収入科目についても社会福祉法人と整合的な構成とし、できる限り平仄を合わせることが望ましいとする。

（論点2－3）その他の業務から生じた収益の取扱いについて、計算書類の様式を変更する必要があるか。

- ・ 事務局案も一案ではあるが、「繰入収入」や「繰入収益」とすることも考えられる。計算書類の様式が社会福祉法人の取扱いに準拠していることを踏まえると、この項目に限って公益法人会計会計基準で用いている勘定科目を採用することの妥当性については、検討の余地があるとする。
- ・ 会計間でやりくりできるのであれば「繰入収入・繰入支出」、利益の一部を一方向に移転するものであれば「他会計振替額」とするのが適当であるとする。

（論点2－4）国庫補助金等の会計上の取扱いについて規定する必要があるか。

- ・ 社会福祉法人会計基準には慣れ親しんでいるので、国庫補助金等特別積立金等の会計処理を設定することが適切であるとする。
- ・ 社会福祉連携推進法人の計算書類体系には指定正味財産・一般正味財産の区分がないため、適正な損益計算の観点からも、国庫補助金等は国庫補助等特別積立金として処理することが適切であるとする。

第4回社会福祉法人会計基準等検討会（7/29）における主なご意見③

（論点3）その他改正が必要な論点がないか網羅的に検討する。

※ 特にご意見なし。

（論点4－1）新リース会計基準の適用の要否について

- ・ 新リース会計基準の導入は必要ないとする。その上で現行会計基準の基本的な考え方についても見直しが必要ではないか。これまでは企業会計基準への準拠を前提としてきたが、今後は財務報告の目的を明確にした上で、その目的の達成に資するかという観点から会計処理を構成することが適切ではないか。
- ・ 新リース会計基準は資金収支に直接的な影響を与えるものではないため、資金収支を重視する観点からは導入する必要性は乏しいとする。
- ・ オペレーティングリース取引にかかる注記は現在も行っており、現行の処理で足りると考える。

（論点4－2）こども誰でも通園制度にかかる勘定科目の追加について

※ 事務局案に賛成。特にご意見なし。

（論点4－3）満期保有目的の債券について

- ・ 現行の規定に「全部」との文言を入れた場合に、当該文言がないと当該規定に不備があるとの誤解が生ずる可能性を危惧している。なお、金利上昇下でより有益な資産運用を望む法人も増えており、安定的な法人の運営や制度の持続を担保できるように、当該保有区分に関するルールについては議論する必要があると考える。
- ・ 誤解が生じているのであれば、まずは通知等による周知が必要であるとする。社会福祉法人などの非営利組織における満期保有目的債券の売却は利益操作ではなく、通常は運用益の確保などを目的としたものであり、利益操作を行う誘因がない社会福祉法人等に厳格な取扱いを求める必要性は高くないとする。
- ・ 文言の解釈に誤解が生じているため、まずは注意喚起が必要であるとする。規定の必要性自体にも議論の余地はあるが、現段階では現行の取扱いを維持することが適当であるとする。
- ・ 誤解が生じやすい箇所は明確化すべきであるとするが、積立資産の取崩し等に伴う売却まで保有目的の変更とすることには疑義がある。

第4回社会福祉法人会計基準等検討会（7/29）における主なご意見④

（論点4－4）偶発債務に関する注記について

- ・ 当該貸付制度に伴う偶発債務のみを個別に示すと、他の偶発債務は注記不要との誤解を招くおそれがあるため、他の事例も併せて示すことが望ましいと考える。
- ・ 実務上、保証を行うこと自体に対する誤解もあるため、当該制度に基づく保証は一般的な保証と区別して開示すべきである。注記に当たっては、制度の趣旨や必要性を踏まえた記載が必要であると考ええる。

（その他）

- ・ 現状の拠点区分事業活動明細書の様式にはサービス区分間取引を相殺消去する箇所がないため、拠点区分事業活動明細書の様式に拠点区分事業活動計算書の経常増減差額以降の部分を加え、さらにサービス区分間取引の相殺消去科目を追加してはどうかと考える。
- ・ 社会福祉法人会計基準第1条第2項において、社会福祉法人会計の慣行を斟酌するとされているが、その考え方が必ずしも明確ではないため、実務上の判断の拠り所となるよう整理いただきたい。